

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（BCP）

緊急事態宣言時をステージ4とする

感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時各項目の内容の見直しを行う場合があります。最新版をご確認ください。

行動制限ステージ		授業（講義・演習・実習）	履修登録	研究活動	図書館	学内寮	キャンパス入構	海外から受け入れ・留学生	学生の課外活動	会議・式典・イベント	教職員勤務体制
0	通常										
1	一部制限	感染拡大防止に最大限留意して、オンライン式とハイブリッド式で開講する。 対面授業、演習・実習、実技を制限しつつ実施する。 ただし、授業内で感染者が発生した場合は、授業開講形態をオンライン授業に切り替える。*	該当学期の予備登録を行う。 履修登録はオンラインで行なう。アドヴァイザーとの面談は対面では行わない。	感染拡大防止に最大限留意して、研究活動を行うことができる。	感染拡大防止に十分に留意して、入館可能だが、滞在時間の制限を設ける。 ※入館が認められる者： 在学生（大学院生、学部生、科目等履修生、聴講生） 現教職員（専任、非常勤）	感染拡大防止に最大限に留意し、在寮可能とする。ただし、在寮に際しては同意書への署名を条件とし、記載事項を遵守できない場合は退去を要請する。	感染拡大防止に最大限に留意して、入構可能。 学外者の入構は禁止。（ただし、学内関係部署からの許可を得た者を除く）	入国が認められた場合、途中から対面授業に参加できる。 - 日本政府による入国制限の対象国・地域については、以下の外務省ホームページで随時確認すること。 - https://www.mofa.go.jp/mofai/ca/faq/page4_005130.html	感染拡大防止に十分留意して、一部の課外活動を許可する。	感染拡大防止に留意して、対面会議も行うことができるが、オンライン参加を推奨する。 必要性の高いイベントのみ、感染拡大に最大限の配慮をして実施することができる。	感染拡大防止に最大限に配慮して、通常の勤務を行う。大学の運営上又は業務の性質上可能な業務は、時差出勤、在宅勤務を推奨することができる。
	制限-小	オンライン授業のみ（卒論・修論・博論を含む）。 感染拡大防止に十分留意しつつ、演習・実習、実技を制限して行うことができる。 ただし、授業内で感染者が発生した場合は、授業開講形態をオンライン授業に切り替える。*	履修登録はオンラインで行なう。アドヴァイザーとの面談は対面では行わない。	研究活動は執行できるが、感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ（研究室関係者）は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討する。 ※事前の申請が必要	館内の滞在は不可。貸出、返却に限る。要事前申請。必要な感染防止策を講じる。	原則として学外への退去を要請する。ただし、日本国内に家族・親族等が居住しておらず、退去後の居住場所が確保できない場合は、感染拡大防止に最大限に留意し、在寮を認めることがある。なお、在寮に際しては同意書への署名を条件とし、記載事項を遵守できない場合は退去を要請する。	制限あり。 学生利用施設（図書館、体育施設、D館）は事前申請制とする。 学外者の入構は禁止。（ただし、学内関係部署からの許可を得た者を除く）	留学生は、入国制限に従う。	原則禁止 オンラインによる会議・練習を推奨する。 屋外において感染防止策を講じたうえで、対面での活動を許可することができる。	対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨する。 不要不急のイベント、「3密」を伴うイベントは自粛する。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、通常の勤務を行う。大学の運営上又は業務の性質上可能な業務は、時差出勤、在宅勤務を推奨することができる。
3	制限-中	オンライン授業のみ（卒論・修論・博論を含む）。	履修登録はオンラインで行なう。アドヴァイザーとの面談は対面では行わない。	現在進行中の実験・研究を継続するために、必要最小限の研究室関係者のみ立ち入りを許可する。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業とする。 ※事前の申請が必要	館内滞在は不可。貸出、返却に限る。要事前申請。必要な感染防止策を講じる。	原則として学外への退去を要請する。ただし、日本国内に家族・親族等が居住しておらず、退去後の居住場所が確保できない場合は、感染拡大防止に最大限に留意し、在寮を認めることがある。なお、在寮に際しては同意書への署名を条件とし、記載事項を遵守できない場合は退去を要請する。	制限あり。 学生利用施設（図書館等）は事前申込制とする。	留学生は、入国制限に従う。	全面禁止 ただし、オンラインによる会議・練習を許可することができる。	会議は、原則として、オンライン会議のみ。 イベントは原則として延期又は中止する。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、時差出勤、業務の性質上可能な業務は原則として在宅勤務とする。 支障のない範囲で一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤者を可能な範囲で少なくする。
	制限-大	オンライン授業のみ（卒論・修論・博論を含む）。	履修登録はオンラインで行なう。アドヴァイザーとの面談は対面では行わない。	学内施設を使用した研究活動は、感染拡大防止に最大限の留意をした上で、継続性・緊急性の高いものを行うことができる。ただし、学生の研究室入室は禁止し、研究従事者の人数、研究施設の滞在時間は、最小限に留める。 ※事前の申請が必要	原則禁止	原則として学外への退去を要請する。ただし、日本国内に家族・親族等が居住しておらず、退去後の居住場所が確保できない学生、および論文執筆中の大学院生、学部生については、別途対応を検討することができる。	原則禁止	全面禁止	全面禁止 ただし、オンラインによる会議を許可することができる。	原則として、オンライン会議のみ。 イベントは原則として延期又は中止する。	感染拡大防止に最大限の配慮をして、時差出勤、業務の性質上可能な業務は原則として在宅勤務とする。 支障のない範囲で一部業務の遅滞、事後処理を許可し、出勤者を可能な範囲で少なくする。
5	原則停止	オンライン授業のみ（卒論・修論・博論を含む）。	履修登録はオンラインで行なう。アドヴァイザーとの面談は対面では行わない。	学内施設を使用した研究活動は原則として禁止する。 大学機能の最低限の維持のために、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りを可能とする。 この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止。 ※事前の申請が必要	全面禁止	原則として全寮を閉鎖し、すべての在寮生に学外への退去を要請する。ただし、日本国内に家族・親族等が居住しておらず、退去後の居住場所が確保できない学生については、別途対応を検討することができる。	原則禁止	全面禁止	全面禁止	オンライン会議のみ。 全てのイベントは延期又は中止する。	出勤が必要なキャンパスの保安・保全・業務管理上必要最小限の業務以外は、原則在宅勤務とする。

*学外者への施設貸出はステージ0のみ許可する。

**オンライン授業に切り替える場合

①感染者が発生した授業のみ：

ハイブリッド授業または対面授業において、対面で授業に参加している学生または教員から感染者が1名でも発生した場合、当該授業をオンライン授業に切り替える。

②全授業：

対面で授業に参加している学生または教員から複数名の感染者が発生し、その影響で感染した者の数が10名（目安）を超えた場合、または状況を総合的に判断して、全授業をオンライン授業に切り替える。

同時に、2週間の全学閉鎖を実行する（原則としてキャンパス内関係者の全面退去）。

学生寮の一部／全面閉鎖に関しては、学生寮のガイドラインに従う。

<行動制限レベルの設定及び措置について>

1. 行動制限レベルの設定は、国内全体並びに首都圏における感染の拡大状況・収束状況並びに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して判断する。

2. 行動制限レベルの判断については、本指針を参考として、大学において決定する。これに伴う具体的な措置・対応並びに表中に記載のない項目に関する対応については、内容に応じて、関係機関において審議・決定する。なお、行動制限レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を判断することができる。

3. 学内で感染者が発生した場合などは、この行動指針にかかわらず、都道府県等の衛生主管部局（保健所等）からの要請に基づいて一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断することができる。